

資料 1

# 車体課税関係資料

# 車体課税の見直し（平成27年度税制改正）

## ◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

- 平成 32 年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成 32 年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長。

例：乗用車

〔改正前〕（適用期限：H27.3.31）

| 内容    | 対象車              |
|-------|------------------|
| 非課税   | 電気自動車等           |
|       | H27 年度燃費基準+20%達成 |
| 80%軽減 | H27 年度燃費基準+10%達成 |
| 60%軽減 | H27 年度燃費基準達成     |

〔改正後〕基準切替えと重点化

| 内容    | 対象車              |
|-------|------------------|
| 非課税   | 電気自動車等           |
|       | H32 年度燃費基準+20%達成 |
| 80%軽減 | H32 年度燃費基準+10%達成 |
| 60%軽減 | H32 年度燃費基準達成     |
| 40%軽減 | H27 年度燃費基準+10%達成 |
| 20%軽減 | H27 年度燃費基準+5%達成  |

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

## ◎ 軽自動車税の見直し

- 一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例（軽課）を導入。

※ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化（軽課）とあわせて見直す。

例：軽乗用車 [H27.4~]

| 内容          | 対象車              |
|-------------|------------------|
| 税率を概ね 75%軽減 | 電気自動車等           |
| 税率を概ね 50%軽減 | H32 年度燃費基準+20%達成 |
| 税率を概ね 25%軽減 | H32 年度燃費基準達成     |

※ 「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）とする。

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

- 二輪車に係る税率の引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延期。

## 車体課税における今後の課題

| 課 題  | 与党税制改正大綱   |
|--|--|
| ① 消費税率10%引上げ時における自動車取得税の廃止等及び自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入    | <p>【26年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止する。</li> <li>○ 消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施する（税率0～3%）。</li> </ul> <p>【27年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。</li> <li>○ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。</li> </ul> |
| ② 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し<br>(平成29年度以降<br>＝環境性能割導入時) | <p>【26年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。</li> </ul> <p>【27年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。</li> <li>○ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。</li> </ul>  |
| ③ 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し<br>(平成28年度<br>＝環境性能割導入前)   | <p>(大綱に直接の記載なし)</p> <p>自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）は平成27年度で適用期限切れとなるため、上記②の見直しが行われるまでの1年間について、グリーン化特例の見直しを行う必要。</p>  |

※ 27年度与党税制改正大綱では、「消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。」とされている。

# 車体課税見直しのスケジュール

法令で決定  
済みの事項

今後法制化す  
べき事項

消費税率8%時  
(H26.4)

(H27.4)

(H28.4)

消費税率10%時  
(H29.4 予定)

自動車取得税

税率引下げ

- ・登録車: 5%→3%
- ・軽自動車、営業用車: 3%→2% (当分の間)

廃止

エコカー減税の拡充

エコカー減税の見直し

- ・燃費基準の置き換えと対象範囲の見直し

自動車税

グリーン化特例の見直し  
(軽課) 基準切替と重点化  
(重課) 経年車重課の強化  
・概ね10%重課  
→ バス・トラックを除き概ね15%重課

グリーン化特例(軽課)の見直し

○環境性能課税の導入

- ・課税標準は取得価額を基本
- ・燃費に応じて税率を変動
- ・地方財政へ影響を及ぼさない税収規模を確保

軽自動車税

グリーン化特例(軽課)の導入

- ・軽四輪車等について概ね25%~75%軽課

○グリーン化特例(軽課)の見直し

- ・自動車税のグリーン化特例(軽課)は、環境性能課税の非課税車に対象を重点化し、軽課を強化

経年車重課 ・軽四輪車等について概ね20%重課

税率引上げ

○軽四輪車等及び小型特殊自動車

- ・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ(軽四輪車等については平成27年度以降に新規取得される新車から適用)

○二輪車等

- ・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)

# 參考資料

# 平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日  
自由民主党・公明党

## 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

### 2 税制抜本改革の着実な実施

#### （1）車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税收規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。（略）

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

自動車重量税については、消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。また、平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を1年間延期し、平成28年度分からとする。

なお、消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。